

目次

1	標準報酬月額について	P 1
Q 1	標準報酬月額が分からないとき	
Q 2	標準報酬月額の証明書が必要なとき	
Q 3	資格取得時決定されたとき	
Q 4	任用形態が変更になったとき	
Q 5	年間報酬の平均により報酬月額を算定したいとき(定時決定)	
Q 6	年間報酬の平均により報酬月額を算定したいとき(随時改定)	
2	共済掛金等について	P 2
Q 7	無給休職になったとき	
Q 8	掛金等払込証明書が必要なとき	
Q 9	共済組合の被扶養者を遡って取消したとき	
Q10	組合員が40歳になったとき	
Q11	組合員が70歳になったとき	
3	掛金等免除について	P 3
Q12	産前産後休暇を取得したとき	
Q13	育児休業を取得したとき	
4	標準報酬育児休業等終了時改定について	P 3
Q14	申出しなければならないとき	
5	貸付制度について	P 4
Q15	貸付の種類と手続きについて	
Q16	貸付申込書の入手について	
Q17	組合員資格取得後の貸付申込みについて	
Q18	退職するときに貸付残高が残っている場合について	
Q19	貸付金の全額または一部だけを返済する場合について	
Q20	旧姓使用をしている場合の申込みについて	
Q21	所属所長の証明日について	
Q22	貸付申込書に押印する印鑑について	
Q23	貸付申込書と借用証書の訂正について	
Q24	貸付金でのローンの返済について	
Q25	一般貸付の借り入れについて	
Q26	教育資金の借り入れについて	
Q27	保険適用外の医療貸付について	
Q28	居住していない住宅の住宅貸付について	
Q29	ソーラーシステムの設置に係る住宅貸付について	
	《様式集》	

1 標準報酬月額について

Q 1 現在の標準報酬月額がわかりません。どうすればよいですか。

A 1 給与明細の掛金欄をご覧いただき、標準報酬月額早見表から該当する掛金額を探していただければ標準報酬月額を確認することができます

Q 2 標準報酬月額の証明書を発行して欲しいが、手続きはどうすればよいですか。

A 2 支部IPホームページ様式ダウンロード(掛金編)に掲載している「各種証明発行依頼書(共済掛金等・標準報酬月額)」を、共済経理グループへ送付してください。支部で受付後、1週間程度で希望する送付先に発行します。

Q 3 4月1日に資格取得した職員の掛金等の控除額が4月と5月で違いますが、どうしてですか。

A 3 通勤手当が5月になってから支給されていませんか。

4月に遡って手当が支給された時は、資格取得時決定のやり直しを行います。正しい資格取得時決定により標準報酬月額が変更となり、5月に掛金等が追及されます。

Q 4 任用の形態が変更となり、従前の給与月額と比べ減少したが、給与から控除される掛金等の金額が従前と同じでした。随時改定まで高い掛金が控除されるのですか。

A 4 そのとおり

任用形態の変更後も同一の共済組合内のため、従前の標準報酬月額となります。なお、変動した月から4か月目に随時改定されます。

※例外

定年退職後に再任用フルタイム職員、任期付職員または臨時的任用職員となった組合員については、資格取得時決定を行います。

Q 5 4月から6月の報酬月額の平均により9月に定時決定するが、例年、年度末や年度始の繁忙期に残業代が多くなり標準報酬月額が高い状況が続いています。標準報酬月額を見直す方法がありますか。

A 5 4月から6月までの報酬月額の平均により算定した標準報酬と、前年7月から6月までの報酬月額の平均により算定した標準報酬との間に、標準報酬等級表上で2等級以上の差が生じている場合は、定時決定を見直すことができます。

自動的に見直すものではないため、組合員の同意書及び所属所長の申立書の提出が必要です。

Q6 随時改定のおきも定時決定と同じように標準報酬月額を見直すことはできますか。

A6 昇給に伴い固定的給与が変動したときと同時期に時間外手当が増額したことにより、随時改定が行われた場合は、見直すことができます。単に通勤手当のみによる固定的給与の変動による随時改定は対象外となります。

自動的に見直すものではないため、組合員の同意書及び所属所長の申立書の提出が必要です。

2 共済掛金等について

Q7 無給休職になるが、共済掛金等の免除や猶予の制度はありますか。

A7 共済掛金等が免除になるのは、産前（6週）産後（8週）休暇と育児休業の期間のみです。

なお、給与から控除できないときは、同一の月内に、振込依頼書により入金いただくか、口座振替させていただきます。

配偶者同行休業や自己啓発休業による休職も掛金の納付が必要です。休業前の標準報酬月額が適用されるため、掛金額の大幅な増減はありません。

Q8 休職中に掛金等を口座振替で入金していましたが、年末調整ため掛金払込証明書が必要です。証明書の発行はできますか。

A8 支部 HP 様式ダウンロード(掛金編)に掲載している「各種証明発行依頼書(共済掛金等・標準報酬月額等)」を、共済経理グループへ送付してください。支部で受付後、1週間程度で希望する送付先に発行します。

Q9 保険証が交付されていた被扶養者を遡って取り消しました。掛金等の還付はされますか。

A9 掛金等は被扶養者の有無に関わらず、組合員の標準報酬月額に基づき算定しますので、掛金等の還付はありません。

ただし、扶養手当を遡って取消したことにより、掛金等の算定の基準となる報酬月額が変更され、標準報酬月額が変更になったときや期末勤勉手当額が変更になったときは、掛金等の還付が発生します。

なお、事由が発生した日から2年を経過している場合は時効となります。

Q10 40歳になると、掛金等の控除額が増えますか

A10 組合員の年齢が40歳から64歳までの間、介護掛金の対象となり、給与から介護掛金が控除されます。

Q11 70歳になると、厚生年金保険はどうなりますか

A11 厚生年金保険は70歳で資格喪失となります

3 掛金等免除について

Q12 産休に入りますが何か手続きはありますか

A12 (1)産前産後休暇を取得したとき

産前6週、産後8週について掛金等が免除になりますので、産前産後休暇掛金等免除申出書（様式1）とすべての添付書類を産後休暇期間中に、次の提出先に提出してください

※添付書類

①産前産後休暇の期間がわかるものの写し

②出産予定日がわかるものの写し

③出産日がわかるものの写し

※提出先

県職員及び県費負担教職員 → 神奈川支部共済経理グループ

市費教職員 → 各市町村給与事務担当課

(2)育児休業を取得したとき

育児休業期間についても掛金等が免除になりますので、育児休業等掛金等免除申出書（様式3）に育児休業を取得していることがわかるもの（辞令の写等）を添付して神奈川支部共済経理グループへ提出してください。

Q13 育児休業期間中に、産前休暇に変更になります。手続きについて教えてください

A13 育児休業から引き続き産前休暇を取得するときは、産前産後休暇掛金等免除申出書（様式1）を提出してください。育児休業期間に変更がありますが、育児休業等掛金等免除変更申出書（様式3）の提出は必要ありません

4 標準報酬育児休業等終了時改定について

Q14 育児休業から復職した時に提出する必要がありますか

A14 対象者全員が提出する必要はありません。

育児休業等終了時改定は、次世代育成支援施策として子育て世代の負担軽減のために設けられた制度です。育児休業等を終了した後、育児短時間勤務や育児部分休業の取得によって報酬が低下した場合、復帰後に受け取る報酬額と標準報酬月額が乖離することがあるため、申し出により減額改定することができます。

一方、標準報酬月額は、各種給付金の算定の基礎となりますので、この点に留意する必要があります。（年金計算における3歳未満の子を養育する期間の特例措置を除く）

休業期間中に昇給した組合員が申し出をした場合、標準報酬月額は増額改定となることもありますので、制度の趣旨をご理解のうえ、ご対応願います。

5 貸付制度について

Q15 どのような貸付けがありますか？ また申込み手続きについて教えてください

A15 一般、住宅、教育、結婚貸付のほか、葬祭、災害関係、医療貸付など目的に応じた様々な種類の貸付けがあります。

貸付けの申込期日は毎月 20 日、ただし葬祭貸付は毎月 27 日（20 日及び 27 日が土日休日の場合はその前日）まで。

貸付日は申込期日の翌月 25 日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に指定の本人口座に振込みます。

各種貸付けの詳細については、公立学校共済組合 神奈川支部のホームページで確認してください。

支部ホームページ ➡ 資金を必要とするとき ➡ 資金を借りる

Q16 貸付けに関する用紙が所属にありませんが、どこでもらえばいいですか

A16 公立学校共済組合 神奈川支部のホームページに掲載しています。

今回の Q & A の様式集に一部様式を掲載していますので、参考にいただき、ホームページから様式をダウンロードして、貸付申込書記入例を基に作成をしてください。

支部ホームページ ➡ 資金をかりる際の手続き ➡ 申込書等ダウンロード

Q17 公立学校共済組合の組合員資格を取得しましたが、いつから貸付けを申込みできますか

A17 公立学校共済組合の組合員資格を取得した月から、申込みをする月を含めて 6 か月以上あることなどの条件を満たした場合、貸付けの申込みができます。

Q18 貸付けを借りた場合、退職までに返済しなければなりませんか

A18 貸付けを受けていて、返済中に退職する場合は、退職手当等からその時点の未償還元利金相当額を控除します。控除してもなお不足額が生じる場合は、当共済組合から借受人へ振込依頼書が送付されますので、払込みをお願いします。

Q19 繰り上げ返済はできますか

A19 一部・全額の繰り上げ返済が手数料無料でできます。

- ・ 一部繰償還は 年 2 回 6 月と 12 月の 15 日（土日休日の場合はその前日）までに「一部繰上償還申出書」を提出してください。
- ・ 全額繰上償還は毎月 15 日（土日休日の場合はその前日）までに「全額繰上償還申出書」を提出してください。

《様式集 1， 2》

Q20 貸付申込書や借用証書等の氏名を旧姓で記入してもいいですか

A20 貸付申込書や借用証書等の氏名は戸籍上の氏名で記入してください。

Q21 貸付申込書の所属所長が証明する年月日を教えてください

A21 申込者の申込日を確認し、その申込日以降の日付で証明をしてください。

Q22 申込用紙の印鑑と借用証書の印鑑は違う印鑑でもいいですか

A22 すべて同じ印鑑を押してください。

Q23 借用証書の金額を誤ってしまいました。金額を訂正印で修正していいですか

A23 借用証書の金額訂正はできません。新しい用紙に書き直してください。

また、借用証書以外の訂正は、申込みの印鑑と同じもので訂正してください。

《様式集： 4， 6》

Q24 クレジットカードで支払いをした場合でも貸付けの対象になりますか

A24 クレジットカード会社への借金の返済に当たるため、貸付けの対象となりません。クレジットカードでの支払いだけでなく、生活費やローンの返済のために借り入れをすることはできません。

Q25 一般貸付を利用して 195 万円の車の購入を考えています。いくら借りることができますか

A25 借入限度額（200 万円）以内で 10 万円単位（10 万円未満切捨て）での借入となるため、190 万円まで借りることができます。

《参考：様式集 3》

**Q26 子どもの学費の支払いのために教育貸付を申込みできますか
また、授業料の支払期日が前期と後期に分かれていますが、どのように借入れすればいいですか**

A26 教育貸付を申込むことができますが、義務教育は貸付け対象外になります。
また、授業料の支払が前期と後期で分割納入の場合でも、金額の確定ができれば、1 年度分を借り受けることができます。

《様式集：3》

Q27 保険適用外のインプラント治療を受けますが、貸付けを受けることができますか。

A27 美容目的でなければ、歯の矯正やインプラントに係る費用も医療貸付の対象としています。

《様式集：3》

Q28 組合員本人が居住していない住宅の新築、購入、リフォーム等も住宅貸付の対象になりますか

A28 組合員が居住するための住宅が対象となりますので、組合員本人が居住していない住宅は基本的には対象外となります。

《様式集：5》

Q29 ソーラーシステムの設置に係る費用は住宅貸付の対象となりますか

A29 工事を必要とするものであれば住宅貸付の対象になります。

また、既に設置されているソーラーシステムに附属させる蓄電器やエコ給湯器もその設置に工事が伴えば住宅貸付の対象になります。ただし、ソーラーシステムの設置に財団や公共団体が行う補助金を受ける場合は、補助金額を除いた金額が貸付けの対象になります。

《様式集：5》

《様式集：1》

様式細第7号の2（第14条関係）

一部繰上償還申出書

一部

公立学校共済組合神奈川支部長 殿

年 月 日

所属コード					組合員証番号					
所属所名 (TEL)	()				氏名 (職名)	()				

公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合神奈川支部貸付細則に基づいて、次の借受金を一部繰上償還したいので申し出ます。

受付期間 【夏期】 6月1日～15日に当支部着。(15日が休日の場合は前日)

【冬期】 12月1日～15日 //

(例) 6/1～15 着 → 7/1～15 振込(7月上旬振込書発送)

- 1 貸付種別を○で囲み、貸付番号と貸付年月日、給料月額を記入してください。

一般	住宅災害	住宅	教育	災害	医療	葬祭	介護 (住宅)	介護 (災害)
11	21	31	41	51	61	72	81	82
貸付番号	第				号	年	月	日
給料月額						調整額を含む額		

- 2 一部繰上償還する金額を記入してください。

一部償還額(毎月分)					円
〃 (ボーナス分)					円
〃 合計					円

返済中の貸付が、毎月分のみの方は10万円以上から、ボーナス分に残額がある方は20万円以上から(内1/2以上はボーナス分に充てる)申出できます。

ボーナス分を全額償還する場合は枠内に「全額」と記入してください。

- 3 繰上償還後の償還方法を記入してください。

返済中の貸付が毎月償還のみの方、またはボーナス分を償還済みの方は、《毎月分》のみを記入。

《毎月分》	《ボーナス分》
ア 現在の償還額に近い金額で、償還回数を減らす	ア 現在の償還額に近い金額で、償還回数を減らす
イ 残回数のまま、1回当たりの償還額を低くする	イ 残回数のまま、1回当たりの償還額を低くする
ウ 繰上後の償還回数を()回にする	ウ 繰上後の償還回数を()回にする
	エ ボーナス分を全額償還する

○ 最新の給料明細書の写しを添付してください。

- 申出に不備があり受付期間内に当人と連絡がつかなかった時は、繰上申出は取消になります。
- 振込書は受付の翌月上旬に、所属所経由で本人あてに送付します。
- 振込期間内(翌月15日、休日の場合は前日)に振込がなければ、繰上申出は取消になります。
- 繰上金の振込月までは、同額で給与等控除(給与天引)されます。(振込月の翌月から新償還額)
- 猶予金がある時は、猶予金から優先して繰上償還します。
- 所得税の住宅借入金特別控除は、当該年末の残高が0になる方、繰上償還後に毎月分の償還回数(済回数+今後の回数)が120回未満になる方は、対象になりません。

【提出先】 〒231-8309 横浜市中区日本大通33 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

様式細第7号の1（第14条関係）

全額

全額繰上償還申出書

公立学校共済組合神奈川支部長 殿

所属コード							
所属所名 (TEL)	()						
組合員証番号							
氏名 (職名)	()						印

受付期間：毎月16日～翌月15日に当支部着。（休日の場合は前日）

（例）7/16～8/15 着 → 9/1～15 振込（9月上旬振込書発送）

公立学校共済組合貸付規程及び公立学校共済組合神奈川支部貸付細則に基づいて、次の借入金を全額繰上償還したく申し出ます。

貸付種別を○で囲み、貸付番号と貸付年月日を記入してください。							
一般	住宅災害	住宅	教育	災害		介護 (住宅)	介護 (災害)
11	21	31	41		72	81	82
貸付番号	第				日	年	月 日
償還する理由を○で囲み、記入してください。 ア 退職・転出する（ ）月 日 イ 休職・休業等で給与が支給されない可能性がある ウ 物件を売買するため エ その他（ ）（例）資金が用意できたため							

- 振込書は受付締切後の翌月上旬に、所属所経由で本人あてに送付します。
- 納付期限は受付締切の翌月15日です。（休日の場合は前日）
- 振込期間内に振込みがなければ、取消しになります。
- 繰上金の振込月までは、給与等から控除（給与天引）されます。（翌月から引かれなくなります。）
- 残高は、貸付決定時にお渡ししている償還表を参考にしてください。
- 11・12月に全額繰上償還する時は、次のことにお気をつけください。（住宅関係で借りた時のみ）

年末調整の所得税の住宅借入金特別控除の適用外になってしまいます。
全額繰上償還により12月末の残高が0になるためです。（当支部から送付の「年末残高証明書」も無効になります。）

【対象：住宅貸付・住宅災害貸付・介護構造貸付・一般貸付（住宅関係で借り受けた場合に限り）】

※ 所得税の控除を受けたい時は、11/16以降に「全額繰上償還申出書」を提出してください。

【提出先】 〒231-8309 横浜市中区日本大通33 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ

様式細第3号の1（第7条関係）

※貸付番号 第

号

一般	教育	災害
医療	結婚	葬祭

貸付借用証書

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
--	----	----	---	---	---	---	---

（金額訂正不可）

借用金額の頭に¥を記入してください。

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）、公立学校共済組合神奈川支部貸付細則の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担する。別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合、当該未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人生計同一の者に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く）退職手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ）当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（当該未償還期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の当該未償還金額に、貸付決定通知書に記載の利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、公立学校共済組合神奈川支部の所在地の裁判所をもってその管轄とします。

※ 年 月 日

公立学校共済組合神奈川支部長 殿

所属コード		組合員証番号	
借 受 人	所属所名		
	職 名	氏 名	印
	現住所		

（注）1 ※印の年月日は記入しないでください。

2 自筆で記入してください。

3 借受人欄を訂正する場合は申込印で訂正してください。

（小さい訂正印、修正液、砂消しゴム等での訂正は不可）

R2.06

借用証書にも記入のこと

再任用・臨時的任用・任期付・会計年度任用・任意継続組合員の方は、申込みできません。

様式細第1号の2（第4条関係） ※貸付番号 第 号

住宅・住宅災害貸付申込書				借換の場合○で囲む		※未償還元金		月未	
				借換		(G) ※送金額		円	
申込金額(A)	万円	内訳(B)	毎月償還	万円	希望する償還回数(C)	毎月償還	回	ボーナス償還	回
購入又は工事完了予定年月日	年	月	日	貸付種別	毎月償還額(D)	ボーナス償還額(E)			
借受希望年月日	年	月	日	今回申込の貸付	円	円			
給料月額(F)	円	(級号給)		一般貸付	円	円			
給料月額の10分の3の額 (円未満切捨て)	円			葬祭貸付	円	円			
給料月額の10分の6の額 (円未満切捨て)	円			教育貸付	円	円			
				災害貸付	円	円			
				医療貸付	円	円			
				結婚貸付	円	円			
				住宅災害貸付	円	円			
				介護構造部分の貸付	円	円			
				(H) 合計	b	c			
<償還限度額の算出>				d	(b×12)				
年間の借入金返済額（当共済組合以外からの借入金も含む）が、給料月額の4.8倍を超えないこと				当共済組合からの借入金（返済予定も含む）は合計欄に「0円」と記入					
(a×4.8)	円	≥	(d+e+f)	年間償還額					
(円未満切捨て)				合計	f				
○この算式にあてはまらない場合									
公立学校共済組合貸付規程に同意の上、上記金額を借り受け、貸付事業における個人情報の取扱いについて」に同意の上、上記金額を借り受け、申込みします。 また、申込内容や他の添付書類に記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合は、公立学校共済組合が当該事実を借受人の所属所長に通知することに同意します。 年 月 日 公立学校共済組合神奈川支部長 殿									
所属所名	TEL	所属所コード		組合員証番号		(I) 市町村職員番号		共済組合資格取得年月日	
職名	フリガナ	氏名		昭和 年 月 日		平成 年 月 日		令和 年 月 日	
本申込書の記載事項は、事実と相違ないこと、申込人は、申込資格を有する者であることを証明します。 年 月 日 所属所名 所属所長名									
※次のとおり貸付決定してよいでしょうか。 起案年月日 令和 年 月 日 決裁年月日 令和 年 月 日									
事務長	事務次長	課員	主任	決定金額	万円	内訳	毎月償還	万円	貸付年月日
							ボーナス償還	万円	令和 年 月 日
の限度額	組合員期間 年（資格取得年月日 昭和・平成 年 月 日） 給料月額（ 円） ×（ ）月＝（ ）円 ×（ ）率＝（ ）円								

(注) 1 自筆で記入してください。 2 ※印の欄は記入しないでください。

3 訂正する場合は申込印で訂正してください。(小さい訂正印、修正液、砂消しゴム等での訂正は不可)

R2.04

《様式集：5（裏面）》

貸付金受取 金融機関(J)		金融機関コード		銀行		支店コード		支店 (出張所)		口座番号(右づめ)		通帳等 で確認
国信制度への加入 (○で囲む)(K)		①「だんしん」 のみ加入する		②「だんしん」+「債務返済 支援保険」に加入する		③ 加入しない						
現在の住宅 状況	現住所		TEL () -									
	借家・アパート等		家賃(月額)		円(広さ約 m ²)							
	自 (含親族名義) 家	家屋	年頃建築(広さ約 m ²)				所有者(名義人)		申込人との続柄			
		敷地	所有地	m ²		所有者(名義人)		申込人との続柄				
			借地	地代(月額) 円								
		共有地										
申込事由 (○で囲む)		新築・建替・増改築・移築・修理 家屋の購入・マンションの購入・土地付家屋の購入 敷地(補修・借入・購入)・他共済からの購入その他()										
貸付対象 物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)											
	構造の 大要	造 階建		該当事項を○で囲む								
		延べ床面積 (うち増改築) 室数 室		所有地		登記簿上の地目		m ² 宅地				
				購入地				田・畑				
				借地				山林・その他				
				マンション共有地								
貸付対象 物件に居住 する家族構成	申込人との続柄	氏 名	年齢	資 金 調 達 計 画	自 己 資 金		万円		配偶者の資金・貸付金・親族等からの借入金を記入すること			
	本人				現有家屋処分充当金		万円					
					共済組合住宅貸付申込金 (借換えの場合は実送金額)		() 万円					
					住宅金融公庫等公的申込金		万円					
					(財)神奈川県教育福祉振興会 (財)神奈川県厚生福利振興会		万円					
					金融機関等住宅ローン		銀行					
					共済組合一般貸付		万円					
					その他		万円					
					その他		万円					
					合 計 (契約金額と同額)		万円					

住宅・住宅災害貸付借用証書

	千	百	拾	万	千	百	拾	元
--	---	---	---	---	---	---	---	---

(金額訂正不可)

借用金額の頭に¥を記入してください。

公立学校共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）、公立学校共済組合神奈川支部貸付細則の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 1 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 2 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するたに、に定める率を上記1の利率に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合に、未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある者が、貸付金に支給すべき給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）の減手当（これに相当する手当等を含む。以下同じ。）を、未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額（貸付利率により算出した額）を、当該給付金に、借受人の資格を喪失した日の前（当該資格を喪失した日がないときは、貸付利率により算出した額）を、当該給付金（当該給付金の一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。）及び未償還金額とします。
- 4 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- 5 この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、公立学校共済組合神奈川支部の所在地の裁判所をもってその管轄とします。

※ 年 月 日

公立学校共済組合神奈川支部長 様

所属コード				組合員証番号			
借 受 人	所属所名						
	職 名						
		氏名					
	現住所	〒					

- (注) 1 ※印の年月日は記入しないでください。
2 自筆で記入してください。
3 借受人欄を訂正する場合は申込印で訂正してください。
(小さい訂正印、修正液、砂消しゴム等での訂正は不可)

R2.06

借用証書にも記入のこと